

飲酒運転撲滅推進計画

飲酒運転は、犯罪である。飲酒運転は「絶対しない！させない！許さない！」

2023年4月28日
ニチバンメディカル株式会社

ニチバンメディカル株式会社社員一同は、「福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例」第 17 条第 1 項に基づき、下記のとおり計画を策定し、徹底して飲酒運転撲滅対策を推進する。

1 管理体制

- ・ 安全衛生委員長を飲酒運転撲滅対策推進責任者（以下「責任者」という。）に定め、部署ごとに飲酒運転撲滅対策の取組を行う。
- ・ 会社施設内での飲酒は原則禁止とする。
- ・ 業務で自動車を運転する者は社内車両運行管理規定に従う。
- ・ 業務で自動車を運転する者は事前にアルコールチェックを行い使用の許可を得る。

2 社内・敷地内での飲酒禁止（社内処分）

- ・ 従業員が飲酒運転で検挙された場合は、行為の態様及び悪質性等に応じ懲戒解雇処分を含めて厳正に対処する。（就業規則 第62条2項（14）に記載）

3 従業員等に対する啓発

- ・ 飲酒運転撲滅にかかるポスター、チラシ等の掲載を行う。
- ・ 社員及びその家族向けに飲酒運転撲滅にかかる啓発を文書で行う。
- ・ 毎月 2 5 日は「飲酒運転撲滅の日」、8 月 2 5 日から 3 1 日までの 1 週間は「飲酒運転撲滅週間」、2 月を「飲酒運転撲滅強化月間」と位置づけ、掲示を行う。

4 その他

- ・ 飲酒運転撲滅のため県及び市町村等が実施する取組に参加する。